「コラッセふくしま施設利用にかかるガイドライン」（令和４年３月７日以降）

（公財）福島県産業振興センター施設管理課

日頃より、コラッセふくしま会議室をご利用いただき誠にありがとうございます。

施設の利用にあたっては、「新しい生活様式」の実践例に基づいて、「マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底」「人と人との距離の確保」「発熱や風邪の症状、体調不良者の参加自粛」を前提にして、次の点にご注意願います。

利用される皆様におかれましては、当ガイドラインの内容を十分ご配慮いただきながら感染防止対策の徹底にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

１　施設利用の規模及び開催における条件

（１）当面の間、参加する人数は、収容人数の１/２程度とします。

各部屋における収容最大人数については、当面の間、別紙「コラッセふくしま会議室コロナウイルス感染予防防止策の対応における各施設の収容人数について（10月１日以降）」のとおりとします。

なお、**５、０００人超かつ収容率５０％超のイベントを実施する場合については、開催２週間前までに、福島県に「感染防止安全計画」を提出することを義務付けいたします。**

また、**安全計画を策定しないその他のイベント**については、**「感染防止策チェックリスト」を作成し,ホームページ等で公表する対応等お願いいたします。**

※「感染防止安全計画」の提出は、１日あたりの延べ人数ではなく、会場内に５，０００人超が滞在するか否かでの判断となります。

※「安全計画を策定しないその他のイベント」とは、参加人数・催事内容のいかんを問わず、不特定多数に向けて集客する催事となります。

※ホームページがない場合は、ＳＮＳ等での公表や催事会場での掲示をお願いします。
参加者等が限定される催事であれば、既存連絡網の活用等により対応をお願いいたします。

※「感染防止策チェックリスト」の公表時期は、催事を周知するタイミングで公表していただき、公表は催事終了までお願いをいたします。なお公表いただいたチェックリストは、終了後１年間は保管していただくようお願いします。

※「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」の詳細は、福島県ホームページをご覧いただくか、下記問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先；福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班
電話：０２４－５２１－８６４４（平日９時～１７時）
メールアドレス：corona-event@pref.fukushima.lg.jp
検索　福島県　感染防止安全計画

（２）当面の間、クラスターが発生するおそれがある催事や「３つの密」（密閉・密集・密接）のある集まりについては、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期等の慎重な対応をお願いいたします。

２　使用に際しての留意事項

（１）「３つの密」（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと

（人と人との間隔はできるだけ１ｍ以上を目安に）

（２）大声での発声または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

（３）以下の適切な感染防止対策が講じられること

ア　入場者の制限や誘導

・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方、体調不良の方の入場を制限
　→　来場者への呼びかけ、体温計による発熱者の特定等

・入場者の整理・誘導及び催事・休憩時間の分散
　→　密にならないように対応

・感染が発生した場合に備え、入場者の名簿等を適正に管理し、催事等前後の行動管理、接触確認アプリ等の活用及び周知の徹底

イ　手指の消毒設備等の設置及び入室前の消毒液の手指への塗布

ウ　施設内における参加者全員のマスク着用の徹底

→　参加者に対する事前広報ならびに周知。開催日当日における着用の徹底
　　非着用者への予備マスクの配布

エ　室内の換気

→　１時間に２回程度扉を開放するなどの対応（ＢＧＭやマイク等の音漏れに留意）
　　十分な換気を実施するため、空調の電源をＯＦＦにしない

オ　施設内での飲食に関しての制限

・感染防止のため、各階給湯室に設置の貸出ポット及び茶器等を撤去しています。
また、感染防止のため会場内での**昼食等の食事以外の飲食を原則禁止**いたします。
但し、**熱中症等対策のための水分補給は、可**といたします。
食事をとる際は、対面及び会話等してとることがないよう注意ください。（**黙食励行で**）
なお、食事を提供する際は、パッケージされた食事を個別に提供する等感染防止策に努めてください。

カ　ゴミの持ち帰りの徹底

・当面の間、感染防止のため室内及びフロアーのゴミ箱を撤去しています。
ゴミの持ち帰りにご協力ください。
また、ゴミ箱を持ち込む際には、原則ふた付きで密閉できるものとします。

キ　展示・販売・商談等に関しての制限

・直接手で触れることができる展示物等の展示や多くの方が触れるようなサンプル品・見本品の展示の際は、頻繁な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をお願いいたします。
・対面で販売や面談等を行う場合は、フェースシールドの着用やアクリル板、透明ビニールカーテン設置等により遮蔽する等適切な感染防止対策を行ってください。

ク　業種別ガイドラインによる感染防止対策

・必要に応じ、業種ごとに定めるガイドラインに基づく対応をとり、適切な感染防止策を行ってください。

ケ　遵守しない来場者への対応

→　**個別に注意し、対応等ができるよう体制を整備すること**

コ　ア～ケのほか、開催場所及び催事内容に応じた適切な感染防止対策

※国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります。
その場合は、利用の停止に同意するものとし、損害賠償については請求しないものとします。

※施設利用中において感染症拡大防止の対策を講じていると認められない場合は、次回以降のご利用を取りやめていただく場合がございますので、ご注意ください。

※なお、本ガイドラインにつきましては、国や県の対処方針変更等を踏まえて適宜改訂を行っておりますが、感染状況等により急遽変更となる場合もありますのでご理解の程よろしくお願いいたします。